

令和7年 8月 6日

まんのう町長
栗田 隆義 殿

まんのう町監査委員 新名 均

まんのう町監査委員 白川 皆男

令和7年度定期監査・行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査及び行政監査の結果について報告する。

記

1. 監査の期日 令和7年7月8日から8月6日
2. 監査の場所 まんのう町役場「第2委員会室」ほか
3. 監査の結果 別紙のとおり

令和7年度

定期監査及び行政監査の結果報告書

まんのう町監査委員

監査報告書

1 監査対象年度
令和6年度分

2 監査の実施期間及び対象機関

令和7年度定期監査等日程（対象：令和6年度分）						
月	日	曜日	時間帯		備 考	
			午前(9:00～)	午後(13:00～)		
7	8	火	監査委員打合せ（9:00～）		本庁舎4階第2委員会室	
	9	水	総務課	税務課	本庁舎4階第2委員会室	
	10	木			四国四県町村監査委員協議会研修会	
	11	金			〃	
	12	土				
	13	日				
	14	月	住民生活課・仲南支所		本庁舎/仲南支所	
	15	火	企画政策課		本庁舎4階第2委員会室	
	16	水	福祉保険課 国保特会・後期高齢特会・介護保険特会		本庁舎4階第2委員会室	
	17	木				
	18	金	健康増進課		本庁舎4階第2委員会室	
	19	土				
	20	日				
	21	月	海の日			
	22	火	地域振興課	農林課	本庁舎4階第2委員会室	
	23	水		琴南支所・地籍調査課	琴南支所	
	24	木	建設土地改良課 下水道事業会計		本庁舎4階第2委員会室	
	25	金	山林組合・吉野・神野・美合財産区監査		本庁舎4階第2委員会室	
	26	土				
	27	日				
	28	月	例月出納検査・会計室・議会事務局		本庁舎4階第2委員会室	
	29	火	生涯学習課	学校教育課	仲南支所	
	30	水	決算審査・財政健全化審査・基金運用審査		本庁舎4階第2委員会室	
	31	木	現地視察 ※1			
	8	1	金			
		2	土			
		3	日			
		4	月			
		5	火			
		6	水	PFI・監査委員打合せ		本庁舎4階第2委員会室
	その他		・行政監査については、令和6年度随意契約の工事（100万円以上）について説明を求めます。 ※1 かりん会館⇒吉野公民館⇒四条公民館⇒高篠公民館			

3 監査の種別

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査及び同法第 2 項に基づく行政監査

4 監査の方法

【定期監査について】

全課から定期監査調書、主要施策の成果報告書に基づき、関係課より事業の説明を求め監査を行った。

【行政監査について】

対象の所管課に随意契約(100 万円以上)の工事について、一覧表の提出を求め、契約状況等について説明を求め監査を行った。

5 監査の主眼

【定期監査について】

定期監査は、各会計における出納その他の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理が、関係法令や予算等に基づき適正に執行されているかを確認するとともに、予算の執行状況や事務処理の過程における無駄や非効率がないか等を点検し、住民福祉の向上に資する行財政運営が行われているかを検証する。

【行政監査について】

随意契約の執行に関しては、合规性、公平性および経済性の観点から適正に行われているかを主たる監査事項とし、「契約の根拠が法令等に照らして適正であるか」「見積書の徴収および内容が妥当かつ十分であるか」といった具体的な着眼点に基づいて監査を実施した。

6 監査の結果

【定期監査】

監査の結果、各所属における予算の執行、会計事務の処理および財産管理などについては、概ね適正に行われており、重大な問題は認められなかった。今回の監査において、特段の指摘を要するような重大な不適正事案は確認されなかったものの、事務の一

層の適正化および効率化の観点から、改善または検討が望ましいと認められる事項については、その都度、関係所属に対し助言や指導を行っている。今後においても、引き続き適正な執行と事務処理の維持、向上が図られるよう、努められたい。

なお、今回の監査で改善または検討が望ましいと認められる事項の詳細については、以下のとおり記載する。

●監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を、以下の区分により指摘事項、指導事項及び検討事項に分ける。

(区分)

I 指摘事項

- ① 条例、規則等に違反しているもの
- ② 契約等に基づかない行為をしているもの
- ③ 経済性、効率性及び有効性が著しく劣り改善を要するもの
- ④ その他指摘するに認められるもの

II 指導事項

- ① 指摘事項に該当するものの内、軽易と認められるもの
- ② その他指導することで改善が認められるもの

III 検討事項

- ① 改善を求める事項が制度等により実施されているもので、その制度の改善を検討する必要があると認められるもの
- ② その他検討すべきものに認められるもの

【定期監査結果】

	総務課	企画政策課	地域振興課	税務課	住民生活課	福祉保険課	健康増進課	農林課	建設土地改良課	地籍調査課	会計室	琴南支所	仲南支所	議会事務局	学校教育課	生涯学習課	全課
指摘事項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指導事項	1	0	2	0	2	0	0	2	3	0	0	0	0	0	1	2	2
検討事項	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0

I 指摘事項

- ・特になし

II 指導事項

- ・任意団体の中には、補助金の運用にあたり特別会計を設けている団体も見受けられることから、交付の目的や趣旨を十分に踏まえたうえで、資金の流れや残高の状況を適切に把握し、補助金の交付の在り方について検討すること。

(総務課、農林課、地域振興課)

- ・証明手数料等の現金の管理および保管方法については、監督者がその状況を十分に把握し、適正な管理が行われるよう指導すること。また、管理職の異動に際しては、確実な引継ぎを実施すること。(住民生活課)

- ・補助金および助成金を交付する団体が実施する工事等において、報酬等を支給する際には、団体から受給者に対し確定申告等の必要性について適切に説明が行えるよう該当団体に指導すること。(建設土地改良課)

- ・公園施設において老朽化が著しい設備等(ほたる見公園の水車等)については撤去等の必要な措置を講じ、良好な景観の維持に努めること。

(建設土地改良課)

- ・満濃池やコウノリに関する案内看板の設置にあたっては、備品台帳または財産台帳による記載管理等、財産管理上の適切な取扱い方法を検討のうえ、適正に管理すること。(地域振興課、生涯学習課)

- ・解体された建物に係る備品について、有効活用されたものや廃棄されたと見られるものが備品台帳に記載されていない事例が確認されたことから、備品の定義を改めて確認し、備品台帳による適切な管理を徹底すること。(農林課)

- ・備品の更新、廃棄、寄付等に際しては、備品台帳システムへの入力を実際に行うとともに、入力漏れ等を防止するための確認体制の整備について検討すること。(全課)

- ・補助金、負担金及び助成金を交付する団体に対しては、決算書類とあわせて通帳の写しの提出を求めること。また、積立基金等を保有している団体については、基金創設等の趣旨を十分に踏まえ、適切かつ有効に活用するよう努めるとともに、通帳等の保管方法にも十分留意すること。（生涯学習課、住民生活課、建設土地改良課）

- ・パソコン等の精密機器を処分する際には、データの適切な廃棄処理を確実に実施するとともに、有価物としての価値について適切に評価・調査を行い、これらを踏まえて、適正な処分方法を検討すること。（全課）

- ・令和6年度より、これまでの個別外部監査から町による監査へと移行したPFI事業について、内部検証や財務状況の確認が不十分であることから、今後は適正な検証を行い、その結果に基づいた報告書を作成すること。（学校教育課）

Ⅲ 検討事項

- ・琴南地区の高齢者等買物支援事業については、利用者の利便性確保の観点から継続的な運営が図られるよう引き続き努めるとともに、琴南総合センターの有効活用にも努めること。（地域振興課、琴南支所）

- ・公共施設については、総務課において固定資産台帳により一括管理を行っているが、改修や修繕の履歴等に関する情報を、施設管理の所管課と適切に共有し、効果的な維持管理に活用できるよう努めるとともに、所管課が固定資産台帳システムを閲覧可能とするなど、情報共有が可能となる体制の整備についても検討を進めること。
（総務課、建設土地改良課、生涯学習課）

【行政監査】

監査の結果、当該年度における随意契約の執行については、関係法令および関係規程に則り、合规性・公平性・経済性の各観点から適正に行われていることが確認された。また、契約金額が 130 万円を超える案件については、それぞれに明確な契約理由が付されており、契約手続の過程においても妥当性が確保されていたものと認められる。

なお、令和 7 年度より、随意契約に係る基準額が引き上げられたことを踏まえると、今後は従前にも増して、契約事務における透明性および公正性の確保が一層重要となると考えられる。したがって、契約の根拠や選定理由を明確にするとともに、見積の徴収、契約内容の検討等についても、より慎重かつ丁寧に対応する必要がある。

今後においても、引き続き関係法令や規程の遵守を徹底し、適切な契約執行とその記録管理、ならびに職員間の情報共有体制の整備にも努めていただきたい。